

平塚市立大住中学校いじめ防止基本方針

平塚市立大住中学校

いじめの定義

本方針が対象とする「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条1項の規定に基づき、次のように定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対し、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つことが必要であり、さらに、当該生徒等が「心身の苦痛を感じているもの」に限らず、本人が否定する場合であっても、表情や様子をきめ細かく観察するなどして、客観的に判断することが大切である。

1 いじめの防止対策に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめととらえる。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関して、生徒の認知を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

また、家庭や地域、外部関係機関との連携を密にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるような学校を中心としたコミュニティー作りに取り組み、務めるものである。

（いじめの禁止）

本校の生徒はいじめを行ってはいけない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、被害者の安全を第一に考え、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

（1） いじめの起こりにくい学校づくり

生徒一人ひとりが、自尊感情を持ち、他者理解・他者尊重ができる環境では、いじめは起こりにくいといえる。こうした環境をつくるには、自分の意見をしっかりとつと同時に、他者の考えを聞き、自分のためだけでなく、全体のためになることについて考え方とする態度を育成することと、自分たちの力で作り上げた・やり遂げたという達成感を感じさせることが大切である。そして、そうした態度を育成するとともに、自分も相手も大切にしたコミュニケーション能力を培うことが重要である。また、全ての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を

組織的に行うことを行ふことを推進する。

そのための具体的な取り組みとして次のことを推進する。

《具体的な取組の推進》

ア 自治能力の育成（生徒が作るクラス・学年・学校）

- ・自分たちの力で作り上げた、やり遂げたという達成感を感じさせる取り組みをする。
(運動会、文化発表会、あいさつ運動等)

イ 仲間とともに使う体験活動等の充実

- ・校外学習や総合的な学習の時間等における体験活動の推進をする。
(地域学習、防災学習、職場体験、福祉体験等)

ウ 地域諸団体との連携

- ・地域諸団体との連携による諸活動への積極的な参加を促す。
- ・地域、保護者の応援による教育支援を行う。
(地域行事、地域ボランティアへの参加等)

エ コミュニケーション能力の育成

- ・アサーショントレーニング・ソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施する。
- ・校内人権研修会等において、教職員の人権感覚およびカウンセリングマインドを高める。

（2）いじめを否定する態度の育成

「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）文部科学省）」で示された『どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考え方を認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。』という基本的な考え方を生徒に定着させるとともに、保護者・地域にも啓発する必要がある。

本校で実施した、令和7年2月の学校評価アンケートで、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して「そう思う」「どちらかというとそう思う」と肯定的な回答をした者は、78.5%と意識はついてきているが、「良くないが、場合によっては仕方ない時もある」とした者が依然13.5%あり、意識の定着について何らかの指導が必要な状態が続いていると考える。

さらに、被害生徒や周囲の生徒が、大人にいじめの事実について相談することは、被害生徒の救済ということだけでなく、「加害者に許されない犯罪的なことを行っていることを気付かせてあげることになり、加害者を助けることでもある」という意識を一般化することで、被害者の泣き寝入りや傍観者の発生を防ぐ土壤を作りたい。

そのための具体的な取り組みとして、次のことを推進する。

《具体的な取組の推進》

ア 生徒会等、生徒による啓発活動

- ・生徒会等、生徒によるいじめ防止の啓発活動（全校集会や学年集会での呼びかけ、ポスター、作文等）を推進する。

イ 道徳の時間や特別活動等での計画的な指導

- ・特別な教科道徳や特別活動で一人ひとりが学んだことを、日常生活・学校生活の中で生かせるようにする。

ウ 職員の研修の実施

- ・「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年に複数回の校内研修や職員会議等の場で共通理解を図り、組織的に対応する。

(3) いじめの早期発見の取組

教職員が、生徒の日常の変化に敏感に気づくことが基本であるが、現在は、生徒を取り巻くIT環境が日々進化しているために、学校以外での広範囲に及ぶ生徒の人間関係等、普段の学校生活の中だけではなかなか気づきにくい状況もある。そこで、周囲の生徒達の気付きをいち早く拾い出すこと、何より本人からの訴えがしやすい環境をつくることに重点を置く必要がある。

そのためにつぎのような取り組みを推進する。

《具体的な取組の推進》

ア 日頃から、職員は積極的に声をかけ、気軽に相談しやすい関係を構築する。

- ・生徒が気軽に話せる雰囲気づくりをし、職員との信頼関係を確立できるように努力する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

イ 「教育相談 アンケート(5、8、11、1月)」を実施し、それに伴う個人面談を行う。

- ・アンケートは担任、学年主任が確認後、生担、管理職も確認し、助言・指導を行う。
- ・アンケートは当該生徒が卒業するまで、アンケートで聞き取った内容やまとめた記録は、卒業後5年間保存する。

ウ 職員会議等において生徒の情報交換を実施し、教職員同士で情報の共有をする。

- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・相談、通報のあった事案は「いじめ対策会議」を通して情報共有に努める。

エ S C (スクールカウンセラー) S S W (スクールソーシャルワーカー)との連携を密にしていく。

オ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

カ 家庭や地域との連携を密にする。

(4) いじめへの迅速な対応

いじめ問題への対応は、次の3点を大切にする。

迅 速(対応の速度と早期のアセスメントの実施)

連 携(校内の体制づくりと保護者・関係機関との連携)

納 得(被害者とその保護者が安心できる対応・加害者とその保護者が自分の非を認められるようにする指導)

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもある。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・はやし立てたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為もいじめであることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するためには必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

《具体的な取組の推進》

- | | |
|---|---|
| ア | いじめを察知したら、まず学年で情報を共有化し、学年主任の指揮のもと、対応計画を立てるとともにすぐに生徒指導担当・管理職へ報告し、必要に応じていじめ対策会議を開催する。
(対象者が異学年にわたる場合は、生徒指導担当が当該学年主任と連携して対応する。)
(部活動内での場合は、生徒指導担当が部活動顧問、当該学年主任と連携して対応する。)
重大な事案の場合は、生徒指導担当・管理職の指揮の下、対策組織を全職員に広げる。 |
| イ | 対応は聞き取りや経過観察で終わることなく、迅速に進め、事案の内容によって、いじめの恐れがある場合には速やかに、事案の把握と初期段階の対応を済ませてアセスメントを行い、今後の指導計画を立てる。 |
| ウ | 対応にあたっては、被害者の安全(心の安定も含む)を第一とし、最初に見守りの体制を構築する。この時、被害者の不安を取り除くように配慮するとともに加害・被害生徒の保護者への連絡を行い、事案の内容・対応方法について説明する。また、いじめを知らせた生徒の安全確保も徹底する。
いじめが犯罪行為として認められる場合は、いじめ防止対策推進法第23条6項にあるように、原則として校長が判断し、平塚警察署等と連携をとる。また、被害生徒の安全の確保の上で必要がある場合は、同4項に基づき、加害生徒に別室指導もしくは学校教育法第35条の出席停止措置について市教育委員会と相談する。出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。 |
| エ | 加害生徒への指導は、単に叱責で終わることなく、自分の行為がどのようなものだったのか、被害者の立場で考えられるまで指導を繰り返す。その上で、「いじめは人として絶対に許されない。」という意識をもたせ、再発防止へ向けた指導を行う。
加害生徒への指導の際、加害生徒がいじめを行ってしまう要因の理解にも配慮する。 |

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（5）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、より大人の目にも触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取り組みについて周知する。

《具体的な取組の推進》

- | |
|---|
| ア 技術科の授業・特別活動・道徳等を通じて、情報モラル教育を更に充実させる。 |
| イ 専門的な機関の相談窓口を周知する。 |
| ウ 「教育相談 アンケート（5、8、11、1月）にインターネットに関する項目を設定し、生徒の実態把握に努める。 |

3 「いじめ対策会議」の設置

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置する。

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本会議構成員に報告する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

（1）「いじめ対策会議」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター、SC（スクールカウンセラー）

定例会議は上記の構成で開催するが、緊急会議の際は、直接生徒に関わる職員を含める。なお、重大事態及びそうなる可能性が高い状況等、事案内容に応じて依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

（2）活動内容

＜定例会議＞（5月、2月）

いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

＜緊急会議＞（不定期：緊急時開催）

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・いじめと疑われる相談、通報への対応 | ・いじめの判断と情報収集 |
| ・いじめ事案への対応検討、決定 | ・いじめ事案の報告 |

4 重大事案への対処

いじめとして把握・対応した事案について、教育委員会等の調査（「児童生徒の問題行動等に関する調査」他）の際、軽微なものも含め報告する。また、いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると思われる場合は、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1)「緊急調査チーム」の構成

- ・事案内容により、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。
- ・構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するよう務める。

(2)活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供と説明。
- ・市教育委員会への調査結果報告。
- ・調査結果の説明については、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめ、文書を添えて調査結果の報告を提出する。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの未然防止の取り組みに関するこ
- ・いじめの早期発見の取り組みに関するこ
- ・いじめへの早期対応に関するこ

また、評価された内容については、生徒・保護者・地域に公開するとともに、学校評議員会で報告する。
(件数が少なく、個人が特定される恐れがある場合はこの限りではない。)

個々の事案に関しては、生徒・保護者・地域に対しては被害生徒・保護者と相談し、必要がある場合は公開する。

本いじめ防止基本方針に関しては、毎年度末にPTA本部、学校評議員会でその成果を含めて振り返り、評価を受け、必要に応じて変更・更新を行う。

平成25年（2013年）9月5日	策 定
平成26年（2014年）4月1日	一部改訂
平成27年（2015年）4月1日	一部改訂
平成29年（2017年）4月1日	一部改訂
平成31年（2019年）4月1日	一部改訂
令和6年（2024年）4月1日	一部改訂
令和7年（2025年）4月1日	一部改訂